

市民メディアの会 サポーターズクラブ規約・会則

(名称)	の時は地域市民メディアとして認定され活動	められた場合
第1条この会は、「市民メディアの会サポーターズクラブ(以下「サポーターズクラブ」)と称する。	することができる。	(4) 当会の信用や社会的地位をお宮貸す恐れのある行為が発覚した場合。
(事務所)	(入会)	(5) 当会のサービスやシステムを不正に利用した場合。
第2条この会の事務所は、国立市中1丁目9番4号-603に置く。	第6条会員として入会しようとする者は、入会申込書を連合会会長に提出し、連合会の承認を得るものとする。	(6) 当会サービス利用にかかる当会への支払いを怠った場合。
(目的)	(会費)	(7) 下記に当会が運営するサービスの会員資格抹消処分を受けたことがある場合。
第3条この会は、市民メディア連合会(以下「連合会」)の活動理念に賛同し、地域主導型および市民主導型の社会に移行するための公益活動を行い、市民メディアによる市民啓蒙活動の発展に寄与することを目的とする。	第7条会員は、以下に定める会費を、サポーターズクラブの定める方法で納入しなければならない。	(8) 本規約に違反する恐れ、または明確な違反があると当会が判断した場合
(活動・事業の種類)	(1)プレミアム会員:月額 2000 円	(9) 暴力団、標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他の反社会勢力に属するものであると当会が判断した場合。
第4条この会は、前条の目的を達成するために市民の啓蒙活動を行い、別に定める市民メディア連合会の活動に準じた事業を実施する。	(2)スタンダード会員:月額 1000 円	(10) そのほか、当会が会員登録を適当でないと判断した場合。
(会員)	(3)賛助会員は無料。	(勧誘行為の禁止)
第5条この会の会員は、次の3種類とする。	(退会)	第 12 条当コミュニティ内および関係者に対して、MLM(マルチレベルマーケティング)や各種投資案件、各種コンサルティングなど、運営側が認知していないサービスに関する勧誘行為をすることは一切禁じる。もし、そのような行為が発覚した場合、いかなる理由がある場合も、即時退会処分とし当サービス代金の返金も受け付けない。また、退会処分後も当コミュニティメンバーへの個別の接触は禁止する。
(1)プレミアム会員は、この会の目的に賛同し月額 2000 円の会費を支払って入会した者とする。	第8条会員は、退会届を連合会に提出し任意に退会することができる。	(変更)
(2)スタンダード会員は、この会の目的に賛同し月額 1000 円の会費を支払って入会した者とする。	2会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。	第 13 条この会則は、総会において、決議する。
またプレミアム会員およびスタンダード会員をもって正会員とする。	(1)本人が死亡したとき。	附則
(3)賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。	(2)会費を6か月以上納入しないとき。	この会則は、令和元年5月 15 日から施行する。
会員は、当会の趣旨に準じた動画を作成してインターネット上に公開することができる。	(事務局)	
また、行動を共にする会員が二人以下の場合はその地域の特派員として、3 人以上	第9条この会の事務を処理するため、事務局を置く。	
	(委任)	
	第 10 条この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。	
	(会員資格の抹消)	
	第 11 条当会は、以下の項目に該当する場合、会員の承諾なしに会員資格を抹消することができるものとします。	
	(1) 各会員資格などを不正に利用した場合。	
	(2) 当会が承認した以外の方法で当会のサービスを利用した場合。	
	(3) 会員の登録情報に虚偽の事実が認	